

■三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第10期)計画策定について

1 三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

1. 趣旨

三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(いきいき安心プラン21)では、現行の第9期計画(令和6年度～令和8年度)に基づき、高齢者の生きがいづくり、介護予防、地域包括ケア、在宅医療・介護連携、介護サービス、認知症高齢者の支援等を推進しており、今回、第9期計画を見直し、第10期計画を策定します。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和9～11年度(2027～2029年度)の3年間。
団塊ジュニアが65歳を迎える2040年、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える人の増加等を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要に基づき、中・長期的な視点に立った施策の展開を図ります。



3. 計画の内容

介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8に基づく本計画では、介護保険給付の円滑な実施を包括した全ての高齢者の保健・福祉施策の方針として、主に次の内容を見直します。

- ① 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- ② 各年度における必要定員総数
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ③ 各年度における地域支援事業の量の見込み
- ④ 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- ⑤ 保険料の設定等
- ⑥ その他、高齢者の保健・福祉に関する事項

4. 今後の全体スケジュール

令和7年11月14日開催の審議会で諮問し、令和8年11月を目途に答申を受け、パブリックコメント手続を経て、令和9年2月に議案上程予定です。

5. その他

- (1) 国の「第10期計画に関する基本的な考え方」は令和8年3月に、国の基本指針(案)は令和8年7月に提示される予定です。
- (2) 本計画は、国の基本指針(介護保険法116条)や都道府県介護保険事業支援計画(同法118条)のもと、三田市総合計画の部門別計画として、社会福祉法に基づく地域福祉計画を始めとした関連計画(三田市健康増進計画他)と整合性を図り策定します。

2 アンケート調査について

a 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

1. 目的

本調査は、要介護状態になる前の高齢者の日常の生活状況や健康状態、社会参加の状況等を把握することによって、地域の課題を把握し、今後の高齢者保健福祉施策の参考にするとともに、「三田市高齢者保健福祉計画・三田市介護保険事業計画」改定(計画期間:令和9～11年度)の基礎資料とします。

2. 調査対象・項目等

(1)調査対象者 市内在住の65歳以上の人(要介護1～5の認定を受けている人は除く。) →3,300人

(2)調査項目 厚生労働省が示す必須項目35問、オプション項目25問、市独自項目12問 →資料4-1参照

(3)調査方法 ・郵送による調査票配布・回収(督促状を兼ねた礼状を1回郵送)
 ・記名・接続方式(調査票に番号を付して送付)
 ・本人による調査票記入(本人が記入できない場合は家族等)。Webによる回答を併用する。

<第9期計画と第10期計画の調査項目比較>

			(第9期) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(第10期) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
調査項目数			必須項目 35問 オプション項目 29問 市独自 8問 計72問	必須項目 35問 オプション項目 25問 市独自 12問 計72問
設 問 の 内 容	「リスクの発生状況」の把握	「虚弱」高齢者を把握する項目	・運動器の機能低下 ・低栄養の傾向 ・口腔機能の低下 ・閉じこもり傾向 ・認知機能の低下	
		その他	・IADL/転倒リスク	
	「社会資源」等の把握		・ボランティア等への参加頻度 ・たすけあいの状況 ・地域づくりへの参加意向 ・主観的幸福感 等	・ボランティア等への参加頻度 ・たすけあいの状況 ・地域づくりへの参加意向 ・ 就労の状況(新設) ・主観的幸福感 等
	その他		・認知症にかかる相談窓口の認知度	
市独自項目		・認知症について理解していること ・地域包括支援センターの認知度等 ・介護必要時の介護サービスの利用と住まい	・ 認知症観(新設) ・地域包括支援センターの認知度等 ・介護必要時の介護サービスの利用と住まい	

b 在宅介護実態調査について

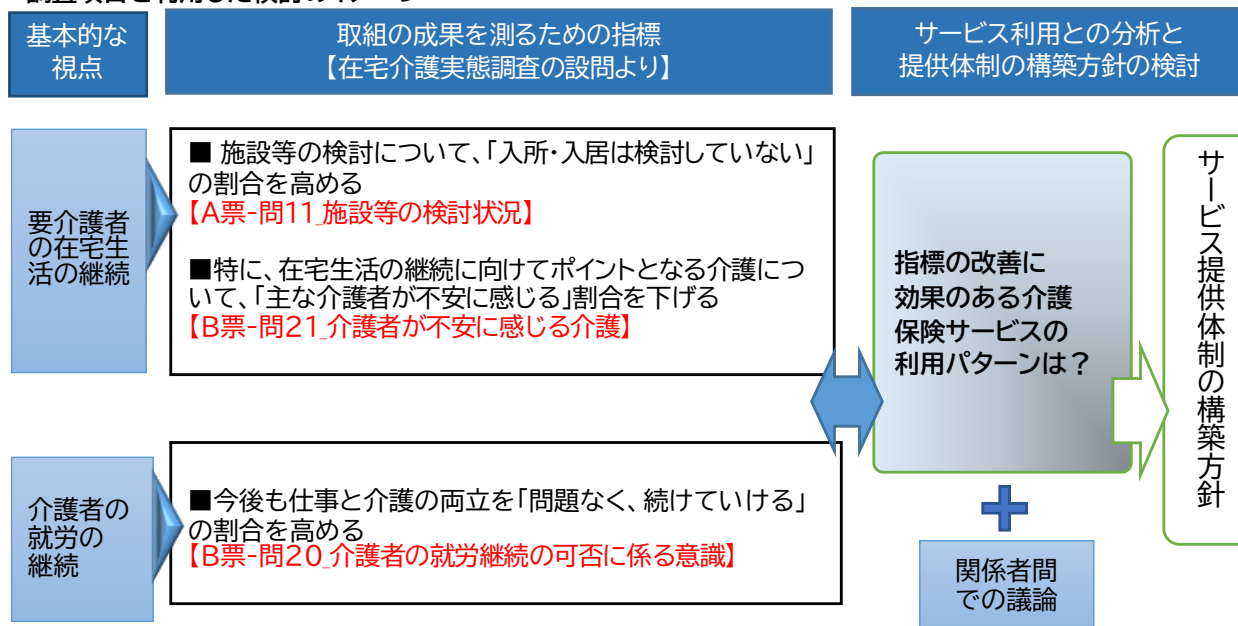
1. 目的

本調査は、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とし、「三田市高齢者保健福祉計画・三田市介護保険事業計画」改定(計画期間:令和9～11年度)の基礎資料とします。

2. 調査対象・項目等

- (1)調査対象者 市内在住の65歳以上で要支援・要介護認定を受けている人(施設入所者は除く)
→1,200人
- (2)調査項目 厚生労働省が示す基本項目11問、オプション項目9問、市独自項目6問
→資料4-2参照
A票:「基本事項について」、B票:「主な介護者について」
- (3)調査方法 ・郵送による調査票配布・回収(督促状を兼ねた礼状を1回郵送)
・記名・接続方式(調査票に番号を付して送付)
・本人及び介護者による調査票記入。Webによる回答を併用する。

<調査項目を利用した検討のイメージ>



c 介護保険サービス提供事業者に関するアンケート調査について

1. 目的

本調査は、介護サービス事業者のサービスの現状や課題、今後の事業展開の意向について把握し、「三田市高齢者保健福祉計画・三田市介護保険事業計画」改定(計画期間:令和9~11年度)の基礎資料とします。

2. 調査対象・項目等

- (1)調査対象者 市内161事業所(全事業所)
- ・市内の在宅サービス(福祉用具のみの場合は除く) 112事業所
 - ・施設サービス 25事業所
 - ・地域密着型サービス 24事業所
- (2)調査項目 44問
→資料4-3参照
主な追加項目:研修等の実施状況に関する項目、介護ロボット・ICT、ケアプランデータ連携に関する項目、ACPに関する項目、訪問系・通所系サービスに係る一部除外地域に関する項目

